

## 東京都台東区立ケアハウス松が谷等の指定管理者の選定について

### 1 対象施設

#### (1) 東京都台東区立ケアハウス松が谷

所在地：台東区松が谷四丁目4番3号

施設概要：敷地面積 4,671.32㎡

鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造 地上8階地下2階

事業概要：原則として、60歳以上の者で、日常生活の維持は可能であるが、高齢等のため独立して生活することに不安がある入居者に、以下のサービスを提供する。

①1日3食の提供 ②共同浴室での入浴準備 ③緊急時の対応 ④生活相談 等  
〈定員 38名〉

#### (2) 東京都台東区立まつがや高齢者在宅サービスセンター

所在地：台東区松が谷四丁目4番3号

施設概要：敷地面積 4,671.32㎡

鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造 地上8階地下2階のうち2階の一部

事業概要：日中の食事・入浴の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活上の世話と機能訓練を行う。〈定員 35名〉

### 2 現行の指定管理者

名称：社会福祉法人東京援護協会

所在地：東京都台東区東上野三丁目18番11号

代表者：理事長 中村 明彦

### 3 次期指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

## 4 次期指定管理者の選定

### (1) 選定方法

台東区指定管理者制度運用指針3(1)「公募の原則」及び(4)「複合施設等の一括指定」を適用し、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、選定を行う。

### (2) 選定手続き

指定管理者選定委員会を設置し、団体の実績や安定性、管理水準やサービス向上への取り組みなど、指定管理者としての適性を判定する。

#### ① 選定委員会の構成

外部の有識者と区職員を委員とする4名体制とする。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ・経営に関する専門的な見識を有する者      | 1名 |
| ・施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者 | 1名 |
| ・施設利用者・地域住民の代表者等        | 1名 |
| ・区職員                    | 1名 |

#### ② 選考基準(案)

東京都台東区立ケアハウス条例及び東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に審査を行う。

##### 【審査項目】

- ・団体の実績・安定性
- ・区の求める管理水準の確保
- ・サービス向上への取組み
- ・運営効率化への取組み
- ・危機管理・安全確保の取組み
- ・職員育成の取組み
- ・ケアハウス固有の業務に関する取組み
- ・高齢者在宅サービスセンター固有の業務に関する取組み

## 5 今後の予定

令和6年	6月	募集開始
	9月	第1回選定委員会【施設の視察及び審査基準の決定】
	10月	第2回選定委員会【書類審査】
	11月	第3回選定委員会【面接審査】 【指定管理者候補者決定】
令和6年第4回定例会		保健福祉委員会【指定管理者指定議案提出】
令和7年	4月	指定管理者との協定締結 指定管理業務開始

## 台東区指定管理者制度運用指針（関係個所のみ抜粋）

### 3. 指定管理者の選定方法

#### （1）公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

#### （2）公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。ただし、現指定管理者を引き続き次期指定管理者とする場合に、下記①から④について、11の（1）に定める内部評価の直近の総合評価が7割未満で、かつ選定申し込みまでに改善が見込めない場合は、この限りでない。

- ① 施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の継続性、安定性又はノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ② 区の出資団体による管理運営が必要な場合
  - （ア） 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、区の出資団体による管理運営が最適と認められる場合
  - （イ） 困難なケースへの対応など、区の出資団体以外の事業者の参入が難しく、区民のセーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給するなど区と連携を図りながら福祉施策を担う場合
  - （ウ） 上記（ア）（イ）のほか、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体が、区と密接な連携を図りながら区の政策を推進する場合
- ③ 施設のあり方の見直しや、改修等の事情によって指定期間が短くなるときに、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する時間的余裕がない場合

#### （3）継続の場合の特例

指定期間の満了に伴い指定管理者を指定しようとする場合であって、現指定管理者の実績等を考慮して、施設の設置目的を最も効果的に達成できると区長等が判断した場合は、公募によらず現指定管理者を再選定することができる。

ただし、この場合の再選定は、各施設について2回連続で行うことはできない。

#### （4）複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。